国民年金　加入に関するお知らせ

ことしの七月末日までに加入しない人や保険料を納めない人は、老令年金はもちろんのこと保険料を納めずにもらう老令福祉年金も永久にもらえなくなります。

老令年金をもらうためには

国民年金の老令年金をもらうには、六十才になるまでの被保険者期間中において、二十五年以上保険料を納めた期間があるか、保険料を免除された期間または、それを合わせた期間が二十五年以上ある人が六十五才になったときに年金がもらえることになっています。

昭和六年四月一日以前に生まれた人

この二十五年の期間は別表にあるようにそれぞれの生年月日に応じて二十四年から十年に短縮されています。

これは国民年金制度ができた昭和三十六年四月一日において一定の年令以上の人は、六十才になるまでの期間が若い人に比べて短いため、その人の生年月日に応じて短縮されています。

ところが制度発足後すでに六年を経過した今日では、昭和三十六年四月一日以前に生まれた人のうち、とくに大正四年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた人は、昭和四十年の四月から同四十一年三月までの間のあなたの誕生月からの保険料をさかのぼって納めないと短縮された最低期間を満たすことができなくなる。

たとえば、昭和二年五月十日生まれの人（本年四十才）の場合は別表のとおり老令年金をもらうため「必要な年数」は二十二年となっています。ところが本年四十才ですから六十才までには二十年しかありません。そこで二年足りなくなりますので、その分を昭和四十年五月分からの保険料をさかのぼって納めた場合には二十二年の老令年金をもらうための最低期間を満たすことができます。この場合とくに注意されたいのは、たとえ一カ月分の保険料でも納め忘れると二十二年に足りなくなります。

保険料は二年で時効

昭和四十年四月・五月・六月分の保険料はことしの七月三十一日を過ぎると時効により納めることができなくなります。

年度を過ぎた保険料、つまり昭和四十年四月から同四十一年三月までの分は、納付書により銀行か郵便局へ払い込むことになっています。手続きは係でお問い合わせください。

保険料が免除される人

生活保護のうち生活扶助をうけている人、国民年金の障害年金または母子福祉年金などをうけている人は無条件で保険料が免除されます。また、生活が苦しくて保険料を納めることが困難な人は、申請により免除されます。

今すぐ加入の届出を

まだ国民年金に加入していない人はさっそくお届けください。

▼お問い合わせは、民生課年金係へ

生年月日	必要な年数	受けられる年金額	必要な年数を満たすために保険料を納めなければならない期間
大5.4.1以前に生まれた者	10年	24,000円	[illegible]
5.4.2～大6.4.1	11	26,400	
6.4.2～7.4.1	12	28,800	
7.4.2～8.4.1	13	31,200	
8.4.2～9.4.1	14	33,600	
9.4.2～10.4.1	15	36,000	
10.4.2～11.4.1	16	38,400	
11.4.2～12.4.1	17	40,800	
12.4.2～13.4.1	18	43,200	
13.4.2～14.4.1	19	45,600	
14.4.2～15.4.1	20	48,000	
15.4.2～昭2.4.1	21	50,400	
昭2.4.2～3.4.1	22	52,800	
3.4.2～4.4.1	23	55,200	
4.4.2～5.4.1	24	57,600	
5.4.2～6.4.1	25	60,000	
6.4.2以降に生まれた者	25	60,000	[illegible]

通学路に横断橋

本年度中に府が施工

<第2向陽校>

第二向陽小学校の通学路の府道を横断する個所に横断歩道橋を設置することに、このほど府土木建築部が決定した。

設置される場所は、大字寺戸小字新田、府道幣原高槻線と町道の交差点、野村証券社員アパート前にあたる。同校児童の大部分（約五百六十人）が利用しているところで、登校時の午前八時過ぎの交通事情は激しくなっている。

同校の父兄たちから「第二向陽小学校通学路に関する請願」が出され、昨年九月の定例町議会で採択、児童の通学の安全を守るために、岡崎前町長、中山町長（当時助役）ら関係者らが、府に強く要望を続けてきた。

郡で初の横断歩道橋は、府道上に長さ十五メートル、幅一・五メートル、高さ四、五メートルの鉄製橋で、工事費約五百万円で本年度中に設置することになった。

横断歩道橋が設置される交差点

（点線の部分に建設される）

改正された印紙税法

印紙税法が大幅に改正され、ことしの七月一日以後に作成される文書について適用されます。

今回の改正内容は、印紙税のかかるものをできる限り具体的にあげた「限定列挙方式」がとりいれられた。このほか、課税範囲が整理され、株式申し込み証、雇用に関する証書、身元保証書、物品の受取書などは、印紙税の対象から除かれた。また、税率が原則として従来の約二倍に引き上げられたほか、免税点は従来の二～三倍に引き上げられた。

印紙税額などは、別表「印紙税課税物件表」のとおりです。（一般に必要あるものだけを抜すいしたので、その他については税務署にお問い合わせください。）

（右京税務署間税課）

印紙税課税物件表

（抜すい）

番号	物件名	課税標準及び税率	非課税物件
1	1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 2 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 3 消費貸借に関する契約書 4 運送に関する契約書（用船契約書を含む。）	1 契約金額の記載のある契約書 1通につき [illegible] 1,000円 2,000円 5,000円 10,000円 20,000円 2 契約金額の記載のない契約書 1通につき 40円	1 [illegible]
2	請負に関する契約書	1 契約金額の記載のある契約書 1通につき [illegible] 1,000円 2,000円 5,000円 10,000円 20,000円 2 契約金額の記載のない契約書 1通につき 20円	1 [illegible]
3	約束手形又は為替手形	1 [illegible] 1,000円 2,000円 5,000円 2 [illegible] 1通につき 20円	1 [illegible] 2 [illegible] 3 [illegible]
17	[illegible]	1通につき 20円	1 [illegible]
18	[illegible]		
19	[illegible]		1 [illegible]
22	金銭又は有価証券の受取書		1 [illegible] 2 [illegible] 3 [illegible]
24	第1号、第2号、第15号、第18号、第19号又は[illegible]に掲げる文書により証されるべき事項を付け込んで証明する目的をもって作成する通帳（[illegible]に掲げる通帳を除く。）	1冊につき 40円	
25	判取帳	1冊につき 400円	

福祉活動の第一線

十三名の民生委員

生活保護法・児童福祉法の公的扶助事務を担当する第一線機関、民生委員は、厚生大臣の委嘱を受けて、任期三年の間、担当地区の社会福祉活動に主導的な役割を果たしている。また、児童福祉法の規定により児童委員を兼ねて、児童、妊産婦の保護、保健などの分野を受け持っている。

町には十三名の委員の人達が、地域住民の良き相談相手として活動しています。日常生活面でお困りのときは、相談にいってください。

民生児童委員の担当地区、氏名住所は次のとおり。

物集女　春田　良一（御所海道）
寺戸北　長谷川　好（中村垣内）
　　　　木村　虎三（筆　屋）
寺戸西　植木　照子（南垣内）
寺戸南　小林　久恵（梅ノ木）
寺戸東　岩野美知子（久々相）
　　　　青山　憲三（西田中瀬）
森本東　清水　シヨ（東ノ口）
森本西　菊地　慎子（下森本）
鶏冠井　山本サダカ（御屋敷）
上植野　山本　静（南小路）
西向日　小林　正雄（南開）
向　日　中埜　豊蔵（南山）

前向日町長　岡崎荘介氏

五月二十八日午前十時四十五分胃がんのため京都市右京区太秦上ノ段町、河端病院で逝去、六十二才。密葬は五月三十日午前一時から向日町大字寺戸小字梅ノ木一の自宅で、喪主、長男荘氏、町葬が六月二日午後一時から寺戸公民館で行なわれた。

昭和十七年五月町議会議員に当選以来、三選、二十六年四月まで四年間、副議長、この間に農地委員、教育委員、農業委員に就任。三十年四月に町長に当選、三期を務め、ことしの四月二十九日に任期が満了した。町長在任中の役職のおもなものは、郡町村会長、郡三町村および京都市中学校事務組合管理者、郡環境衛生組合管理者、町社会体育振興会長、京都都市計画地方審議会委員、府固定資産評価審議会委員、府スポーツ振興審議会委員、府市町村職員共済組合理事・監事、府市町村職員互生会長、府公立学校施設整備期成会長、向日町農業組合長、洛西土地改良区理事、府農業会議員、町農業委員会長などの各界で活躍した。

四十年に市町村自治功労者として府知事、永年勤続職員で府町村会長の表彰を受けた。逝去により叙勲を内申、六月二十三日付で、正六位勲五等双光旭日章が贈られた。

お知らせ

印鑑登録・証明の委任状

印紙税法の改正により、七月一日から、印鑑登録・証明を代理人に依頼する場合の委任状には、二十円の収入印紙を添付しなければなりません。

収入印紙は郵便局・切手売捌所で購入してください。（住民課）

社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場から力をあわせ犯罪のない明るい社会をきずこうとする七月中の全国的な運動です。ことしの重点目標は〝青少年の非行防止〟です。

青少年の非行防止は明るい社会をきずくために、現在、最も緊要なことです。そのためには、家庭・学園・職場・その他すべての社会環境の健全化を図るとともに、非行におちいった青少年が立派に立ち直るように〝愛の手〟をさしのべることが必要です。

今回の運動は、このような目標のもとに、すべての国民の善意と力を結集しようとするものです。

（主唱・法務省）

防火の4チェック　<チェックはあなた自身で>

①場所は危険でないか

■付近に燃えやすいものはないか
- 「火気」をカーテンやふすまのそばに置いていないか
- 火のそばでベンジンなどを使っていないか
- 整理整とんがゆきとどいているか

②器具は安全か

■故障していないか、調整はよいか
- 油もれ、ガスもれをしていないか
- 火消しつぼやかまど、煙突の破損は
- 電気器具のサーモスタット、石油・ガス器具のバルブは故障がないか

③使い方は正しいか

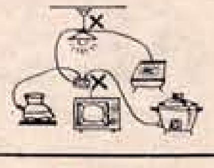

■説明書をよく読んで
- 石油器具の燃料をまちがえていないか
- 電気器具の使用方法は誤っていないか
- タコ足配線など使用、操作のまちがいはないか

④あと始末は完全か

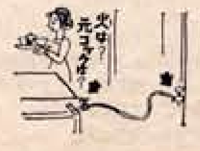

■もう一度確かめて
- たき火、たばこの残り火は
- ガスの元コック、アイロンのさしこみは
- 外出するとき、寝るまえには、もう一度火の気が残っていないか

<向日町消防本部>

国をささえる若い力

陸海空　自衛官募集

この募集広報は、地方自治法、自衛隊法の規定に基づき掲載しています

<身分・待遇>　特別職の国家公務員で、二士の初任給は月額 15,100円 ほかに各種手当、賞与年3回、退職金もあります。

<福利・厚生>　衣・食・住は無料、健康管理には万全を期し、スポーツ、趣味、娯楽、隊外クラブ、売店など厚生施設には特に力を入れています。

<特典・進路>　各種の専門技術の免許をとる機会も豊富です。また進学、通信教育を受けることもできます。永続勤務や幹部自衛官に昇進の道もあります。

<応募資格>　18才から25才未満の男子。くわしいことは、役場総務課へ。